

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大鰐町	大鰐②(三ツ目内、居士、折紙、高野新田)	令和3年3月23日	/

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	170.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	140.90 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.99 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.40 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	- ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19.47 ha
<p>(備考)</p> <p>本地区は町の南西部に位置し、三ツ目内集落を除く3集落は山間部に位置している。山間部であるため日照時間が短く、小規模水田が多く耕作条件が悪いため耕作放棄地が増加傾向にあった。しかし、地区内の生産者を中心に組織された農事組合法人おおわにによる農地の集約化が進んでいるため、現状では耕作放棄地の増加は歯止めがかかっている。しかし、地区内の生産者の高齢化が顕著であり、耕作条件の悪い農地が多いことから、農事組合法人以外による担い手の確保が必要である。</p>	

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内で農地の集約化は地形等の耕作条件を考えると困難である。</li> <li>・樹園地へ続く農道が狭く、大型車の通行が困難である。</li> <li>・地区内農業者の高齢化が進んでいる。</li> <li>・農地の集積よりも、現在の耕作者が営農を継続できる支援が必要。</li> <li>・農業用機械の更新が必要。</li> <li>・ブランド化による町の農業の活性化が必要。</li> <li>・米の基準単収値を農地環境の差を考慮したものにしてほしい。</li> <li>・先祖代々受け継いできた農地は、耕作できる限り自身で耕作したい。</li> </ul>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針（各集落ごとに方針を設定した）

<p>三ツ目内集落では、耕地面積の約80%が田であり、基盤整備が施行されているため耕作条件が良い農地が多く、集約化は十分に図られている。山間部にある樹園地については、農道が狭い、日照時間が短い、急傾斜地である等の理由により耕作放棄地が増えつつあるため、現在の耕作者が営農を継続できるよう整備等を行い、離農等を検討する生産者は農地中間管理事業の活用により担い手への集積を図る。</p>
<p>居士集落では、集落のほとんどが山間部に位置しているため小規模水田が多く、樹園地も急傾斜地が多いため、集落内の中心経営体のみでの農地の集約化は困難である。そのため、農地中間管理事業等を活用し、地区内の中心経営体である農事組合法人への集積を検討する。</p>
<p>折紙集落では、集落全体が山間部に位置しているため、集落の人口減少に伴い農家戸数の減少が著しい集落であり、集落内の生産者のみでの農地の集約化は困難である。集落内で耕作できなくなった農地は農事組合法人や新規就農者等に集積を図っているため、今後も農地中間管理事業等を活用し集積を図っていく。</p>
<p>高野新田集落では、集落全体が山間部に位置し、平場に水田や樹園地が広がっているものの日照時間が短く耕作条件が悪い。居士、折紙集落と同様に集落内での農地の集約化は困難であるが、同集落の農事組合法人が農地を集約化しているため、耕作放棄地の増加は防止されている。今後は農地中間管理事業等を活用し農地の集積を図る。</p>

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
到達	—	トマト、りんご	1.08 ha	トマト、りんご	1.08 ha	三ツ目内
認農	—	りんご、水稲	2.90 ha	りんご、水稲	3.60 ha	三ツ目内
認農	—	水稲	9.70 ha	水稲	12.00 ha	三ツ目内
認農	—	りんご、水稲、トマト	1.72 ha	りんご、水稲、トマト	1.72 ha	三ツ目内
認農	—	りんご、水稲	2.40 ha	りんご、水稲	2.40 ha	三ツ目内
認農	—	りんご、水稲	2.95 ha	りんご、水稲	2.95 ha	三ツ目内
認農	—	りんご、水稲、トマト	1.55 ha	りんご、水稲、トマト	1.55 ha	三ツ目内
認農	—	水稲、ミニトマト、アスパラガス	0.90 ha	水稲、ミニトマト、アスパラガス	0.90 ha	三ツ目内
認農	—	りんご、水稲	4.00 ha	りんご、水稲	4.00 ha	三ツ目内
認農	—	りんご	2.50 ha	りんご	2.50 ha	居士
認農	—	りんご、メロン	2.00 ha	りんご、メロン	2.00 ha	居士
認農	—	水稲	5.00 ha	水稲	5.00 ha	三ツ目内
認農	—	水稲、小八豆	10.99 ha	水稲、小八豆	10.99 ha	三ツ目内、宿川原、高野新田
認農	—	水稲	15.20 ha	水稲	20.20 ha	居士、三ツ目内、宿川原、八幡館、森山
認農	—	りんご	1.00 ha	りんご	1.50 ha	居士、高野新田
認農	—	りんご、メロン	0.76 ha	りんご、メロン	0.88 ha	高野新田
認農	—	りんご	1.43 ha	りんご	1.43 ha	居士、高野新田
認農	—	水稲、トマト、きゅうり	0.42 ha	水稲、トマト、きゅうり	0.72 ha	三ツ目内
認農	—	小八豆	0.74 ha	小八豆	0.74 ha	高野新田 外
認農	—	ミニトマト	0.06 ha	ミニトマト	0.11 ha	高野新田
認農	—	水稲、りんご	1.60 ha	水稲、りんご	1.60 ha	高野新田、町外
認就	—	ミニトマト、小八豆	0.87 ha	ミニトマト、小八豆	0.87 ha	折紙、三ツ目内
到達	—	しいたけ	0.20 ha	しいたけ	0.20 ha	三ツ目内
認農法	—	水稲、大豆、小八豆	44.27 ha	水稲、大豆、小八豆	54.27 ha	町内全域
認就	—	水稲、ミニトマト	0.42 ha	水稲、ミニトマト	0.62 ha	三ツ目内
認就	—	水稲、ミニトマト	0.50 ha	水稲、ミニトマト	0.80 ha	三ツ目内
			ha		ha	
			ha		ha	
計	26 人		115.16 ha		134.63 ha	

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### ①農業用生産施設及び農道等の整備

地区内の農業生産施設及び農道等の点検・補修・新設を検討する。町全体の課題となっている担い手の育成を図るほか、現在の生産者が営農を継続できるよう支援する。また、施設等の整備に活用できる事業を模索する。

##### ②農地中間管理事業の活用方針

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、原則として出し手の登録を行う。また、急傾斜地で耕作している中心経営体は、農地中間管理事業等を活用し、平地での耕作へ移行し農地の集積を図る。

##### ③地区と町の協働

地区内に経営規模の縮小又は離農を検討している生産者がいる場合は、区会又は近隣のプロダクションが農林課・農業委員会へ農地の活用方法について相談するよう促す。相談に訪れた生産者に対し、今後の農地の活用に関する意向のヒアリングを行い、農地中間管理事業の活用を促し、耕作放棄地の増加を防ぐ。